

3 授業者が心掛けておきたいこと

(1) 授業者の心がまえ

- ・ DVについて学び、理解していること
実態に基づき、ねらいに沿った授業を行うために基礎的知識を身に付けることが大切です。
- ・ パワーへの自覚
授業者は、生徒に対し一方的に話すなど、無意識に力で場を支配する可能性があることを自覚する必要があります。そのために、授業の場そのものが対等な関係の体験の場となるように、意識した話し方、生徒への話し掛け方に工夫しましょう。威圧的になるなど、力で抑え付ける話し方では、この授業の意義は半減します。
- ・ 社会資源への知識
授業後、生徒や他の教師から相談を受けた時のために、紹介できる地域の相談先等についてあらかじめ調べておく必要があります。
- ・ 非暴力への確信
授業者自身が暴力を許さないという確信をもっていることで、暴力を用いない人間関係の大切さが生徒に伝わります。
- ・ 男女平等の意識
授業者自身が男女の役割意識について偏らない考え方をもちいることが大切です。
- ・ 様々な状況の生徒への配慮ができる
被害を受けている生徒、加害をしている生徒、家庭にDVがある生徒、離婚・別居家庭の生徒など、いろいろな状況の生徒がいることを常に想定して、慎重に言葉を使うことが大切です。
- ・ 教師との信頼関係を築く（外部講師の場合）
学校の年間スケジュールの中で、予防教育のための授業時間を生み出すことは、どの学校でもとても大変なことであるため、学校現場の状況への理解、配慮、感謝の気持ちをもって丁寧な準備と打ち合わせをすることが大切です。

(2) 授業実施で配慮すべきこと

- ・ 授業導入の際の配慮
冒頭のスライドにあるように、授業の初めに「話を聞いてつらくなったり、心配になったりすることもある。必ず相談してほしい」と、必ず伝えましょう。生徒によっては、自分自身の現在・過去の被害を想起して、落ち込んだり、気分が悪くなる場合もあり得ます。
また、家庭の状況を思い出したり離婚した両親のことなどを考えたりする場合

もあります。つらくなったり、心配になったりするのには、避けるべきことではなく、むしろ、当たり前の反応なので、そのこと自体を心配する必要はありませんが、誰かに話をして気持ちを整理することは大切です。相談先の具体的な紹介が効果的であり、地域の相談機関が出しているカード、パンフレットなどの資料を準備しておき、授業の後に渡すなどの配慮が必要です。

・被害当事者への配慮 ～二次被害を防ぐ～

被害当事者が必ず生徒の中にいることを意識し、被害者を責めるような表現を決してしないように言葉の使い方に配慮し、授業者自身の価値観を意識しながら授業を行いましょう。できれば、事前に学校の状況を把握し、配慮するようにしましょう。

また、日常的に、「暴力の世代間連鎖」が安易に語られるために、自分の将来に不安をもつ生徒も多いため、DV家庭で育ったり、暴力を受けて育ったりしたとしても、生き方は自分で選択でき、誰でも非暴力の生き方を選べることを伝えましょう。実際に、暴力的な環境にあった人でも、その多くが大人になって、良い人間関係をつくっていることについて紹介することも大切です。

・加害当事者への配慮

暴力は、自分で気付いてやめようと決意することでやめることが可能です。加害当事者へこのメッセージを伝え、暴力を振るう自分に気付いたら、勇気を出して相談してほしいと呼び掛けましょう。

学校全体でDVについて理解することのメリット

学校とDVは無縁ではありません。「DV環境での子どもの養育は児童虐待に当たる」という児童虐待防止法第2条の規定も踏まえ、被害の早期発見と支援が必要です。予防教育の実施を機会に、学校全体でDVについて理解を深め、早期発見と適切な支援につなげることが望まれます。

- ・生徒間にデートDVが起きた場合に、職員間で共通理解をもつことができれば、被害の早期発見、被害者及び加害者に、より有効な対応ができます。
- ・DV家庭に育つ子どもの状況についての理解があれば、生徒がおこす様々な問題行動について憂慮するだけでなく、DVが生徒に与えている影響を考慮したアプローチを行う事ができます。
- ・親のDVが原因による別居や転居（した場合）で、生徒の転入、転出の際、保護命令が出されていたり、転居先等の情報管理に特別な配慮が必要である等、配偶者暴力相談支援センターや警察などとの連携が必要な場合もあります。対応の在り方、守秘義務等についての情報を共有し、生徒の安全を守る場合も、DVについての基本的な知識が求められます。